



複写無効

(様式第3号)

阿 廃 対 第 53 号
令 和 6 年 3 月 8 日

住所 土浦市西根南二丁目11番21号
氏名 株式会社 伊 東 商 事
代表取締役 伊 東 博 幸 殿

阿見町長 千 葉 繁



許 可 証

令和6年2月13日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	2-5
営業所の所在地及び名称	稲敷郡阿見町大字実穀1269-20 株式会社 伊東商事 阿見営業所
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集、運搬及び処分の別	収集及び運搬
運 搬 先	<ul style="list-style-type: none">・稲敷郡阿見町大字追原2731番地2 阿見町霞クリーンセンター・つくば市大字片田字浦割東499番地 (株)ヤマゲン (木くずに限る)・ひたちなか市津田2554番地2 勝田環境 株式会社 (木くず・草に限る)・土浦市東中貫町6番8 日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター (申請事業所から排出される食品廃棄物に限る)
営業の区域	阿見町内
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
条 件	裏面記載のとおり

【許可条件】

1. 許可業務以外の一般廃棄物処理行為は禁止すること。
2. 許可業務の用に供する収集運搬車輛は次のとおりとし、車検または事故等により当該車輛以外の車輛を使用する場合は、速やかに届け出ること。

(1)	土浦800	か	1162	いすゞ
(2)	土浦800	あ	5641	日野
(3)	土浦800	か	1422	日野
(4)	土浦800	あ	4198	いすゞ
(5)	土浦800	あ	4509	いすゞ
(6)	土浦100	か	3474	いすゞ
(7)	土浦100	い	2795	いすゞ
(8)	土浦800	あ	5645	日野
(9)	土浦100	か	7009	いすゞ
(10)	土浦100	あ	1904	いすゞ
(11)	土浦800	あ	5274	日野
(12)	土浦800	あ	5275	日野
(13)	土浦800	か	1200	日産
(14)	土浦800	か	1258	日産
(15)	土浦800	あ	5841	いすゞ
(16)	土浦100	い	5936	日野
(17)	土浦100	き	1643	いすゞ
(18)	土浦100	か	1662	いすゞ
(19)	土浦800	あ	6090	いすゞ
(20)	土浦800	あ	6091	いすゞ
(21)	土浦100	い	6141	いすゞ
(22)	土浦100	あ	6211	いすゞ
(23)	土浦100	あ	6212	いすゞ
(24)	土浦800	か	1755	日野
(25)	土浦800	か	1756	日野

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び阿見町廃棄物処理条例を遵守するとともに、町の指示・指導に従うこと。
4. 条件違反の場合、業務の停止命令又は業の許可取消をすることがある。
5. 霞クリーンセンターへの搬入の際は、「阿見町一般廃棄物収集運搬業許可業者」の文言を許可した搬入車両に明記すること。